



# 事務所だより 6月号

西田成希税理士事務所

入梅の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

税理士受験の専門学校で講師をしています。8月の本試験が近づいてきました。私のほうがソワソワしています。

さて、税理士試験の申込みが5月18日で終了しました。久しぶりに試験の公告を見ると、私が受験していたとき（おおっ20年前だ！）とずいぶん様相が変わっていました。

一番の変更点は、今年の合格発表（12月14日）から不合格者について得点が発表されるようになったことです。

私の受験時は、合格科目に「○」が付くだけで、不合格科目には何も「印なし」でした。その後、合格科目には「ゴウカク」が付き、そして「合格」と漢字になり、私が受験を卒業してからは、今までほったらかしにされていた不合格科目に「A～E」の評点が付くようになりました（Aが最も合格に近い）。

そして、ついに点数発表です。

点数発表の公告を見て「試験委員の人は大丈夫かな？」というのが正直なところです。

8月の試験終了後、約3か月（90日）ほどで法人税なら6,000人弱を採点します。試験は記述式ですので、読みにくい字もあります（と言うか、ほとんどの答案が読みにくい(>\_<)）。6,000人÷90日で毎日66人の採点です。一人10分として660分、毎日11時間ぶっ続けで採点…。激務です。気が遠くなります。

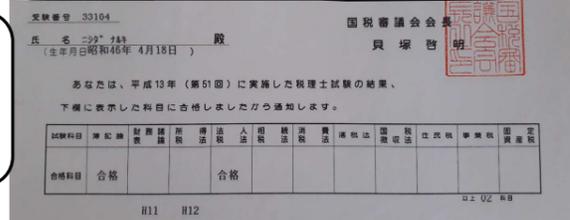
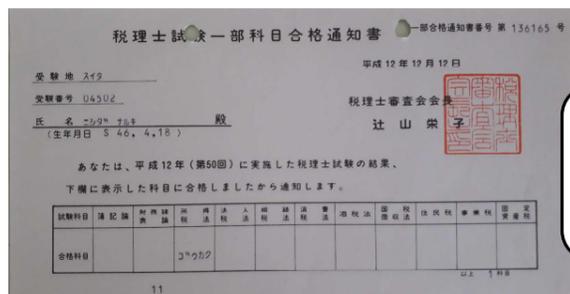
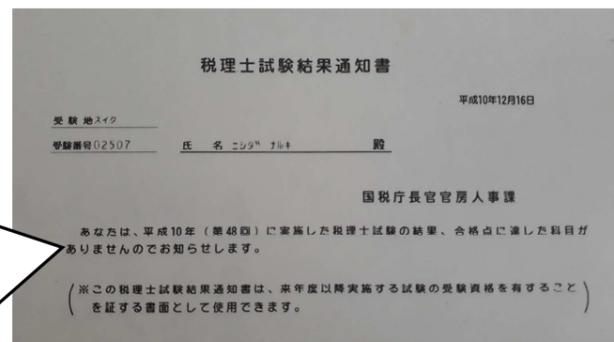
20年前は点数の発表がなかったので、合否についての都市伝説がたくさんありました。模擬試験で満点を取るような人が落ちたり、私のように成績が悪くても合格したり…。だから紙飛行機にして一番飛んだ人が合格、なんてことがまことしやかに囁かれてました(-\_-;)。



税理士試験の採点は完全にブラックボックスです。今まで「誰も採点を見せろ」と言わなかったのが不思議です。大学入試では採点ミスが話題となって、あとから入学を認める昨今、税理士試験も変わっていかねばならないと思います。では、事務所だより6月号をお送りします。もう梅雨入りですね。鬱陶しい季節となりますが、頑張って行きましょう！！

5科目そろうときは、合格証書が届きます。すべて当時の話ですが、今はどうなってるんでしょうね。

カタカナから漢字へ。当時はこれでも感動しました。



## ☆ お知らせ (2018年6月の税務)

期 限	項 目
6月11日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付
6月15日	所得税の予定納税額の通知
7月2日	4月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

## ☆ 配偶者(特別)控除の変更点

### ◆ 平成30年から改正が適用

今年から、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました。内容は大雑把に「配偶者特別控除の適用上限となる配偶者の収入が140万円(給与収入の場合)ではなくなった」ということになります。

ただし、納税者本人(配偶者控除を受ける人)の所得金額によって、配偶者控除や配偶者特別控除の額が増減します。

### ◆ 配偶者控除の改正

まずは配偶者控除のみでどのようになるかパターンを見てみましょう。

- ① 本人の合計所得が 900 万円以下 (給与収入のみで計算すると 1,120 万円以下) の場合 → 配偶者控除は 38 万円
- ② 本人の合計所得が 950 万円以下 (1,170 万円以下) の場合 → 配偶者控除は 26 万円
- ③ 本人の合計所得が 1,000 万円以下 (1,220 万円以下) の場合 → 配偶者控除は 13 万円
- ④ 本人の合計所得が 1,000 万円を超える場合 → 配偶者控除は適用されません
- ※ 配偶者の所得はいずれも 38 万円以下 (給与収入 103 万円以下) であることが条件

#### ◆ 配偶者特別控除の変動

今までは配偶者の所得が 38 万円超の場合に配偶者特別控除が受けられましたが、今回の改正によって配偶者だけではなく本人の所得も加味されて、そのパターンが 3 つに分かれました。また、配偶者特別控除が受けられるのは配偶者の所得が 123 万円まで (給与収入のみで換算すると 201 万円まで) となる他、配偶者の所得が 85 万円 (給与収入 150 万円) までは配偶者控除と同額の控除額となります。

- ① 本人の所得 900 万円以下 → 配偶者特別控除額 : 38 万円 ~ 3 万円
- ② 本人の所得 950 万円以下 → 配偶者特別控除額 : 26 万円 ~ 2 万円
- ③ 本人の所得 1,000 万円以下 → 配偶者特別控除額 : 13 万円 ~ 1 万円
- ④ 本人所得が 1,000 万円を超える場合 → 改正前と同じで配偶者特別控除は適用なし

#### ◆ 「103 万円の壁」は無くなったが……

妻の収入が一定以上あると手取りが逆転したり、税金によって手取り額に差が出てしまう現象を「壁」とよく言いますが、最大の「壁」というのは「社会保険料負担」が発生することです。この壁は未だに 130 万円 (場合により 106 万円) 以上で発生します。社会保険料関係の法改正も早急にして欲しいですね。

#### ☆ ドサクサの中で出国税が創設

モリカケ問題を巡る財務省の公文書改ざんなど数々の「首相案件」で揉めに揉めている国会のドサクサの中で、27 年ぶりとなる新税「国際観光旅客税」が創設されました。政府は、「観光立国ニッポン」を加速し、さらなるインバウンド効果を狙うための財源にするというビジョンを掲げますが、法成立後も税収の使途はどうにもはっきりしません。

「国際観光旅客税」は日本から出国する際に税金をかける「出国税」で、飛行機や船で外国に渡航する 2 歳以上の人に対し、1 人当たり一律 1 千円を徴収します。日本への入国後 24 時間以内に出国する乗り継ぎ (トランジット) 客は対象から外されます。

当初は日本を訪れた外国人のみに課税する案も検討されていましたが、各国と締結している租税条約に「国籍による差別の禁止」が盛り込まれていることに配慮して、日本人にも同様に課税することとなりました。施行は 2019 年 1 月 7 日です。

出国税の使途の大きな柱は、① 快適な旅行環境の整備、② 日本の多様な魅力に関する情報発信強化、③ 地域固有の文化・自然などを活用した観光資源の整備による満足度向上——という 3 分野で、それぞれは誰が見ても反論する余地はないものですが、範囲があまりに広い状況です。業界からは「バブル期と同じように、土建業界に流れるだけではないか」(東京・大田区の旅館経営者) といった諦めの声も聞かれます。国・政府には本当にやるべきことをやってもらいたいですね。

#### ☆ 生命保険の契約者変更に注意!

2015 年度税制改正において保険に関する調書制度の見直しが行われ、「保険会社は、保険契約者の死亡により契約者の変更が行われた場合や生命保険契約等の一時金の支払いが行われた場合には、契約変更等の情報を記載した調書を作成し税務署に提出すること」とされたため、2018 年 1 月 1 日以後の生命保険の契約者変更は税務署に把握されます。

保険金が支払われれば保険会社から税務署に支払調書が提出されますが、これまでは契約者変更だけでは支払調書は発生せず、納税者自ら申告しない限り税務署が契約者変更の事実の把握はできませんでした。

しかし、同制度の見直しにより、契約者変更を前提に保険に加入したケースなどは課税関係にご注意ください。

例えば、親が契約者で子が被保険者というケース、子が契約者及び被保険者で親が保険料負担者というケースでは、親が死亡しても保険金は支払われませんが、解約返戻金等相当額が「生命保険契約に関する権利」として相続財産やみなし相続財産となり相続税の課税対象となります。しかし、保険金が支払われないことから申告漏れが多く、保険会社から支払調書も提出されないこともあって、国税当局による把握も難しいとされていました。

その影響か、2015 年度税制改正において生命保険に関する調書制度の見直しが行われました。2018 年 1 月 1 日以降の生命保険の契約者変更は税務署に把握されます。

また、生命保険の契約者と被保険者が異なるケースで契約者が死亡した場合には、保険契約は相続人等に引き継がれて継続することになります。

その後、保険事故が発生して保険金が支払われた場合、保険金受取人は保険金から自分が支払った保険料を差し引いて所得計算することになりますが、その際、契約変更前の契約者が支払った保険料も経費に含めてしまう誤りがよくあるとされています。

その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されますので、あわせてご確認ください。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488